

相続税の物納 その2

相続税・贈与税の基礎と最近の税制改正について、ご説明します。

【相続税の物納】(相続税法第 41 条～第 48 条の 2、相続税法施行令第 17 条、第 25 条の 4、相続税法施行規則第 22 条～第 27 条)

相続税の納税は、申告期限までに行うことになっています。

なお、相続税について延納又は物納を希望する場合には、申告書の提出期限までに税務署に申告書などを提出して許可を受ける必要があります。

④ 物納手続関係書類の提出期限 (注 3)

物納手続関係書類の提出期限は、納期限又は納付すべき日(物納申請期限)までに**物納申請書**に物納手続関係書類を添付して提出する必要があります。

⑤ 物納財産の価額(収納価額) (注 4)

物納財産を国が収納するときの価額は、原則として相続税の課税価格計算の基礎となったその財産の価額によります。

⑥ 物納の再申請

物納申請した財産が管理処分不適格と判断された場合には、物納申請が却下されますが、その却下された財産に代えて 1 回に限り、他の財産による物納の再申請を行うことができます。

なお、延納により金銭で納付することを困難とする事由がないことを理由として物納申請の却下があった場合には、物納から延納へ変更することができます。

⑦ 条件付許可

汚染物質除去の履行義務などの条件を付されて物納の許可を受けた後に、許可財産に土壤汚染などの瑕疵があることが判明した場合には、汚染の除去などの措置を求められることとなります。

なお、物納許可後 5 年以内に上記の措置を求められ、その措置ができない場合には、物納許可が取り消されることがあります。

⑧ 利子税の納付

物納申請が行われた場合には、物納の許可による納付があったものとされた日までの期間のうち、**申請者において必要書類の訂正等又は物納申請財産の収納に当たっての措置を行う期間について、利子税がかかります。**また、物納申請が却下された場合や物納申請を取り下げたものとみなされた場合は、納期限または納付すべき日の翌日から、その却下の日またはみなす取下げの日までの期間について、利子税がかかります。



なお、自ら物納申請を取り下げた場合は、納期限または納付すべき日の翌日から延滞税がかかることとなります。

⑨ 相特定物納制度(延納から物納への変更)

延納の許可を受けた相続税額について、その後に延納条件を履行することが困難となった場合には、申告期限から10年以内に限り、分納期限が未到来の税額部分について、延納から物納への変更を行うことができます。特定物納申請をした場合には、物納財産を納付するまでの期間に応じ、当初の延納条件による利子税を納付することとなります。なお、特定物納に係る財産の収納価額は、特定物納申請の時の価額となります。

(注3)

物納申請期限までに物納手続関係書類を提出することができない場合は、「物納手続関係書類提出期限延長届出書」を提出することにより、1回につき3ヶ月を限度として、最長で1年まで物納手続関係書類の提出を延長することができます。

(注4)

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた相続財産を物納する場合の収納価額は、特例適用後の価額となります。